

# 小児慢性特定疾病の償還払いについて（岡山市）

小児慢性特定疾病の認定開始日以降、受給者証の交付を受けるまでの間に、医療機関（病院・薬局など）の窓口でお支払いいただいた医療費等について、助成制度が適用された場合との差額があるときは、岡山市に対して償還払いの申請をすることができます。

下記の書類に必要事項を記入の上、申請してください。

## 申請に必要な書類（全員）

- ・小児慢性特定疾病医療費等請求書（償還払い用）
  - ・診療報酬等領収証明書（小児慢性特定疾病用）
- ※医療機関の発行した領収書では代用できません。
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

## ●注意点

- ・対象となるのは、受給者証の有効期間内に認定された小児慢性特定疾病に関する治療を指定医療機関で行った保険適用分の医療費と入院時の食事療養費です。（入院個室料、診断書料などは対象外です。）
  - ・申請から口座への支払いは2～3か月かかります。
  - ・「診療報酬等領収証明書」は受診した指定医療機関で作成してもらってください。  
令和6年1月以降、医療機関の発行した領収書は、医療費の証明書類として償還払いの申請に使用することはできなくなります。
- 複数の医療機関を受診していた場合は、診療報酬等領収証明書をコピーして医療機関ごとに記入してもらってください。
- ・加入している健康保険の高額療養費給付制度に該当する場合は、そちらが優先となります。詳しくは各健康保険者にお問い合わせください。
  - ・償還払い申請の期限は、医療機関の受診日から5年以内です。

## ●中学生・高校生等が小児慢性に係る外来医療を受診した場合

- ・自己負担額のうち、岡山市福祉医療の助成拡充の対象となる医療費は医療助成課からの返金対象となります。以下の書類をあわせて提出していただくことで、対象の医療費が別途給付されます。詳しくは裏面をご確認ください。

## 福祉医療からの給付を希望する場合、追加で必要な書類

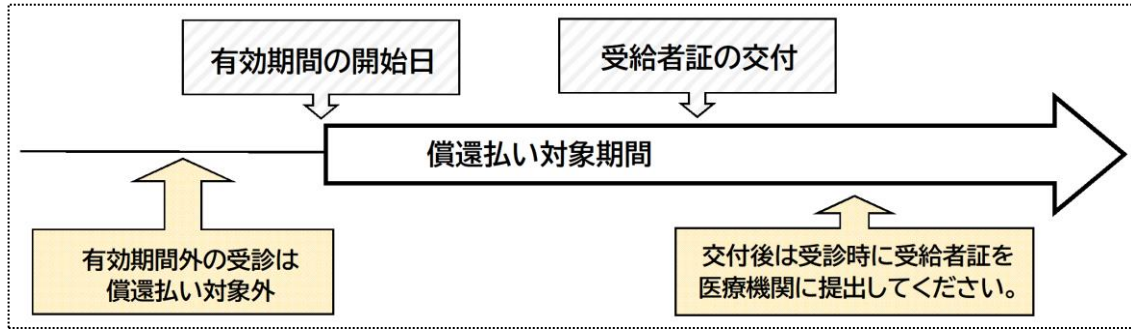
- ・医療費給付申請書
- ・岡山市の福祉医療の受給資格証の写し  
（子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療）

### 【申請窓口・お問い合わせ先】

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

岡山市保健所 健康づくり課 特定疾病係 TEL 086-803-1271

【償還払いの対象期間】



【医療費の償還払い】

小児慢性に係る医療費を自己負担割合が3割の金額で支払われていた場合、受給者証が適用されることで2割負担となるため、差額の1割分を返金します。

また、自己負担割合が2割以下であっても、同一月内の全ての指定医療機関での支払総額が受給者証に記載されている「自己負担上限月額」を超えている場合は、超過分を返金します。

【入院時の食事代の償還払い】

- ①課税世帯の場合、入院時の食事代は1回あたり460円の標準負担額がかかりますが、小児慢性特定疾病制度を受給している方は1回あたり260円に減額されます。(非課税世帯は変動なし) この減額は健康保険法に基づく制度なので、減額部分の支払は健康保険者に請求してください。
- ②食事代標準負担額のうち、2分の1が小児慢性特定疾病制度から助成されます。

例：
$$\left[ \begin{array}{c} \text{食事代標準負担額} \\ 260\text{円} \end{array} \right] \times (1/2) \times \left[ \begin{array}{c} \text{食事回数} \\ 15\text{回} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{償還額} \\ 1,950\text{円} \end{array} \right]$$

○償還払いの対象にならないもの

- ・小児慢性特定疾病指定医療機関以外での受診
- ・診療内容が認定された小児慢性特定疾病に係るものではなかった場合
- ・医療費及び食事代以外の支払額(文書料、生活療養費、補装具、鍼灸マッサージなど)

◎岡山市福祉医療の助成拡充に伴う給付について

令和6年1月1日から始まる新しい福祉医療助成制度として、中学生・高校生等が、小児慢性特定疾病制度と岡山市の福祉医療(子ども医療・心身障害者医療・ひとり親家庭等医療)を併用する場合に限り、自己負担額が無料化されることになりました。

申請された医療費に助成対象となるものが含まれている場合、小児慢性特定疾病に係る償還払い決定後に医療助成課より別途給付されます。

【制度のイメージ】

令和6年1月1日から子ども医療費の助成拡充

	入院	通院
乳幼児	無料	無料
小学生	無料	無料
中学生	無料	1割
高校生等	無料	1割

令和6年1月1日から、特定医療と福祉医療を併用する場合に限り、中学生の外来医療費も無料化します。

**特定医療の受給者証**

小児慢性特定疾病  
特定医療費(指定難病)  
自立支援医療(育成)  
自立支援医療(精神)  
自立支援医療(更生)

+

**福祉医療の受給資格証**

子ども医療  
心身障害者医療  
ひとり親家庭等医療

※この制度は、岡山市独自の制度です。